

全国積雪寒冷地帯振興協議会
設立総会資料

平成15年2月10日(月)午後2時15分
都道府県会館第一会議室

全国積雪寒冷地帯振興協議会

目 次

1. 全国積雪寒冷地帯振興協議会設立総会会議次第	1
2. 全国積雪寒冷地帯振興協議会規約の制定について	2
3. 平成 15 年度事業計画並びに予算について	11
4. 役員を選出について	16

全国積雪寒冷地帯振興協議会 設立総会会議次第

平成15年2月10日(月)午後2時15分
都道府県会館第一会議室

- 1 開 会
- 2 両協議会代表挨拶
- 3 議長の選出
- 4 来賓挨拶
- 5 議 事
 - 第1号議案 全国積雪寒冷地帯振興協議会の規約の制定について
 - 第2号議案 平成15年度事業計画並びに予算について
 - 第3号議案 役員の選出について
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

全国積雪寒冷地帯振興協議会規約

(平成 15 年 2 月 10 日)

(名称)

第 1 条 この会は、全国積雪寒冷地帯振興協議会と称する。

(目的)

第 2 条 この会は、積雪寒冷地帯の道府県並びに市町村が緊密に連携し、積雪寒冷地帯における安全・快適な生活環境の実現や産業基盤の整備を推進するとともに雪や寒さを活用する新たな施策の展開、これら地域からの情報の発信を行い、もって積雪寒冷地帯の振興に資することを目的とする。

(組織)

第 3 条 この会は、次に定める団体の知事並びに市町村長をもって組織する。

- 一 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 37 号）に基づき豪雪地帯の指定を受けた道府県並びに特別豪雪地帯の指定を受けた市町村
- 二 積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法（昭和 31 年法律第 72 号）の規定に基づき指定された雪寒指定路線をその区域に含む道府県

(事業)

第 4 条 この会は、第 2 条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 積雪・寒冷に係る諸課題の解決に必要な調査研究、啓発宣伝及び政策提言
- 2 会員相互及び関係機関との連絡提携
- 3 その他目的達成のため必要と認められる事業

(役員)

第 5 条 この会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1 名
 - 二 副会長 若干名
 - 三 理 事 別に定める定数
 - 四 監 事 2 名
- 2 役員は、総会において選出する。
ただし、会長を除く役員が任期中に第 3 条に定める職を退任した場合は、後任の職の者が補欠就任する。
- 3 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはまたは欠けたときは、その職務を代理する。

5 理事は、この会の重要事項を審議する。

6 監事は、この会の会計を監査する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。

ただし、会長、副会長は再任を妨げない。

2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(評議員)

第7条 この会に、評議員を置く。

2 評議員は、会長が委嘱する。

(会議)

第8条 この会の会議は、総会、理事会及び評議員会とする。

2 会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

但し、評議員会は、評議員の互選によりこれを代行することができる。

3 総会は、最高の意思決定機関とし、この会の運動方針、歳入歳出予算・決算、規約の改廃、役員選任など重要事項を審議する。

4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、総会に付議すべき事項その他会の運営に関する重要事項を審議する。

5 評議員会は、会長が指示した事項について審議する。

6 会議の成立は、定員の $\frac{1}{2}$ 以上(委任状を含む)とする。

7 会議の議決は出席者総数の $\frac{1}{2}$ 以上とする。

(事務局)

第9条 この会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置くものとし、会長が任命する。

(財政)

第10条 この会の運営に必要な経費は、分担金その他の収入をもってあてる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(基金)

第11条 調査研究活動に宛てるため基金を設けることができる。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の承認をへて会長が定める。

附則

1 この規約は平成15年4月1日から施行する。

参考資料

全国雪寒地帯対策協議会・全国特別豪雪地帯市町村協議会組織統合による新組織の概要

新組織の規約	備 考
<p>(名称) 第1条 この会は、全国積雪寒冷地帯振興協議会と称する。</p> <p>(目的) 第2条 この会は、積雪寒冷地帯の道府県並びに市町村が緊密に連携し、積雪寒冷地帯における安全・快適な生活環境の実現や産業基盤の整備を推進するとともに雪や寒さを活用する新たな施策の展開、これら地域からの情報の発信を行い、もって積雪寒冷地帯の振興に資することを目的とする。</p> <p>(組織) 第3条 この会は、次に定める団体の知事並びに市町村長をもって組織する。 一 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第37号）に基づき豪雪地帯の指定を受けた道府県並びに特別豪雪地帯の指定を受けた市町村</p>	<p>◎新名称等の事由</p> <ul style="list-style-type: none"> * 新組織が、道府県組織（全国雪寒地帯対策協議会）と市町村組織（全国特別豪雪地帯市町村協議会）の対等合併であることを考慮して新名称とした。 * 組織統合の目的 — 時代が求める課題への取組、国と地方の新たな関係等を踏まえた運動スタイルへの転換—を名称に反映させた。 <p>◎目的規定の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> * 両協議会の目的規定は、組織された時代を反映し、いずれも積雪寒冷被害の問題解決に特化したものとなっている。（別紙資料1） * 雪害対策の課題は、従前の予算拡大から既冬期社会資本の適正な更新や革新的克雪技術の開発等に移行しており、また雪の冷熱エネルギーの普及や雪情報の活用による当該地域の振興等新たな課題への取組が求められている。 * このため、新組織の目的規定は、組織統合の目的を反映できる表現に改めた。 <p>◎新組織の構成事由</p> <ul style="list-style-type: none"> * 新組織は、両組織の合併であるから、現両組織が対象とする団体を全て継承した。 * 全国雪寒地帯対策協議会の会員となっていた道府県毎の市長会長、市議長会長、町村会長、町村議長会長については、当

新組織の規約	備 考
<p>二 積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）の規定に基づき指定された雪寒指定路線をその区域に含む道府県</p> <p>（事業）</p> <p>第4条 この会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 積雪・寒冷に係る諸課題の解決に必要な調査研究、啓発宣伝及び政策提言 2 会員相互及び関係機関との連絡提携 3 その他目的達成のため必要と認められる事業 	<p>該組織の性格上豪雪地帯以外の長・議長が会員となる場合があり、従前から見直しの必要性が指摘されていたので、新組織では会員対象から外した。</p> <p>*道府県議会議長についても、先の地方自治法改正（第100条第12項）により、議員が知事の連携活動に参加することについては、議会自身が議会の本来の主旨との整合を慎重に判断する必要が生じ、議会の議決を要することから新組織の対象から外すこととした。</p> <p>◎政策提言活動への取組</p> <p>従前より、重要課題（豪雪法改正課題等）については、理論やバックデータを付けた要望活動を実施してきたが、新組織の活動では、厳しい経済・財政環境に鑑み課題を絞り込み質の高い政策提言を行っていくこととしている。</p> <p>(1) 新組織が当面取り組む政策提言課題 豪雪法改正の際の提言課題や既要望課題のフォローアップ作業を通して政策提言に必要な調査に取り組む。</p> <p>(2) 政策提言活動取組の仕組み（別紙資料2参照） 先の豪雪法改正の際、ワーキンググループを設置したが、一定の成果を残したので、政策提言活動の中心機関として常設化する。（なお、事務局の人的強化が必要なため、研修生1名の増員を図る。）</p> <p>※なお、新組織ではデータバンク活動（情報提供）への取り組みを検討する。</p>

新組織の規約	備 考
<p>(役員)</p> <p>第5条 この会に次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 会 長 1名 二 副会長 若干名 三 理 事 別表に定める定数（別紙資料1参照） <p>四 監 事 2名</p> <p>2 役員は、総会において選出する。 ただし、会長を除く役員が任期中に第3条に定める職を退任した場合は、後任の職の者が補欠就任する。</p> <p>3 会長は、この会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはまたは欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>5 理事は、この会の重要事項を審議する。</p> <p>6 監事は、この会の会計を監査する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第6条 役員任期は2年とする。 ただし、会長、副会長は再任を妨げない。</p> <p>2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。</p>	<p>◎役員職務及び選出の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> *地方の雪対策運動は、市町村主体に切り替えて行く必要があり、市町村合併の動向を見つつ、いずれ第2段階の組織統合と運動の主導を全国市町会等へ移管することになるものと考えている。 *役員会の機動性を担保するため、役員定数を大幅に縮小するとともに市町村主体の組織運営を反映し、市町村長への配分を多くした。 *会長は、当面道府県の主導的役割が必要なため知事から選出する。 *会長の職務は、可能な限り副会長へ委ねる運用とし、副会長市町村長（内、2名は市長、副会長市からは研修生の派遣を原則）から選出する。 *第5条第4号に定める職を行う副会長の順位は必要に応じ会長が指名することとする。 <p>◎役員任期の考え方及び運用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> *会長、副会長職は、業務の継続性を担保する上での役割、研修生の派遣等他の役員職との違いを考慮し、再任を妨げない職とした。 *理事定数を大幅に削減したことから従前の宛職運用を止めブロック単位による持ち回り選出とした。

新組織の規約	備 考
<p>(評議員)</p> <p>第7条 この会に、評議員を置く。 2 評議員は、会長が委嘱する。</p> <p>(会議)</p> <p>第8条 この会の会議は、総会、理事会及び評議員会とする。 2 会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。 但し、評議員会は、評議員の互選によりこれを代行することができる。 3 総会は、最高の意思決定機関とし、この会の運動方針、歳入歳出予算・決算、規約の改廃、役員を選任など重要事項を審議する。 4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、総会に付議すべき事項その他会の運営に関する重要事項を審議する。 5 評議員会は、会長が指示した事項について審議する。 6 会議の成立は、定員の$\frac{1}{2}$以上（委任状を含む）とする。 7 会議の議決は出席者総数の$\frac{1}{2}$以上とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 この会の事務を処理するため事務局を置く。 2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置くものとし、会長が任命する。</p>	<p>◎役員補佐職</p> <ul style="list-style-type: none">*役員補佐職は、運営の簡素化を図るため、1職とした。*評議員は役員選出団体の主管課長を会長が委嘱することとする。 <p>◎会議の運用</p> <ul style="list-style-type: none">*総会及び理事会の議長は、市町村主体の組織運営の一環として、会長が代行順位をした副会長があたる運用を行う。*会議の成立要件及び議決要件は、委任状運用により実質規定として運用する。 <p>◎新組織の事務局体制</p> <ul style="list-style-type: none">*新組織は、第2段階の統合後、市長会等へ移管することを協議しているが、現時点では市町村再編成の方向等が不透明な要素が多いため、当面は全国雪寒地帯対策協議会・全国特別豪雪地帯市町村協議会の現事務局体制を引き継ぐこととする。

<p style="text-align: center;">新組織の規約</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>
<p>(財政) 第10条 この会の運営に必要な経費は、分担金その他の収入をもってあてる。 2 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(基金) 第11条 調査研究活動に宛てるため基金を設けることができる。</p> <p>(雑則) 第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の承認をへて会長が定める。</p> <p>附則 1 この規約は平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>◎財政の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> * 新組織の分担金については、全国雪寒地帯対策協議会、全国特別豪雪地帯市町村協議会とも内定し通知済みとなっている。今後とも経費執行の不断の見直しや第2段階の統合メリットを生かし、分担金の軽減に努めることとしている。 * 研修生に要する費用については、研修生派遣の経緯を踏まえ2名分の所要経費を算定する。 <p>* 両組織の財産は、全て新組織へ引き継ぐものとし、流動資産(現金)については、一部調査研究活動に宛てる基金とする。</p>

別紙資料 1

役員の定数等

①役員の職、定員

A 会長	1名
B 副会長	3名
C 理事	15名
計	19名
D 監事	2名

②役員の配分（当面）

A 会長	知事	1名
B 副会長	市長、町村長	市長2名町村長1名 小計3名
C 理事	知事 市町村長	6名 9名 計19名
D 監事	市町村長	2名

③理事配分ブロック表

A知事分（各ブロック3名計6名）

東ブロック

北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県
福島県、茨城県、栃木県、新潟県、群馬県、山梨県
長野県

西ブロック

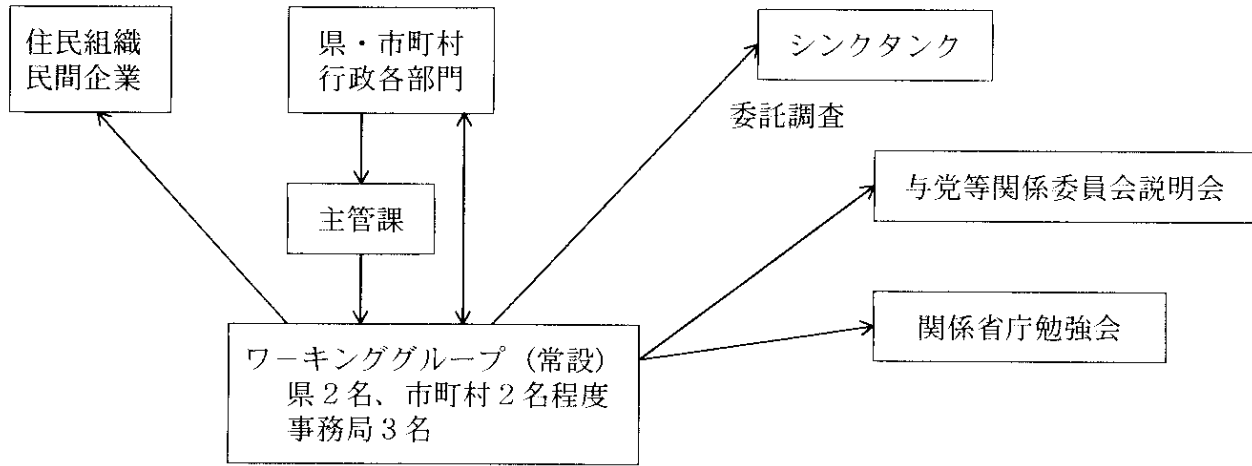
岐阜県、滋賀県、愛知県、京都府、福井県、石川県
富山県、山口県、広島県、岡山県、兵庫県、鳥取県
島根県

B市町村長分（各ブロック3名計9名）

第1ブロック（94団体）	北海道
第2ブロック（90団体）	青森県、岩手県、秋田県 宮城県、山形県、福島県 群馬県
第3ブロック（96団体）	新潟県、長野県、富山県 石川県、福井県、岐阜県 滋賀県

別紙資料 2

政策提言活動の取組の仕組み



全国積雪寒冷地帯振興協議会
平成15年度事業計画

1 活動の基本方針

旧両協議会組織統合による本協議会設立の趣旨を踏まえ、ワーキンググループ等による政策提言活動と地方の雪対策運動の大同団結を目指した第2段階の統合準備に取り組む。

2 事業活動

(1) 政策提言活動

- ①ワーキンググループを立ち上げ、時代の変化に対応した雪対策課題の整理と当面の重点課題を絞り込み、関連した基礎調査を実施する。
- ②各党・関係省庁に対する要望、建議活動を適宜実施する。

(2) 調査研修広報活動

- ①会員団体職員の研修等を目的として独自の視点による雪問題セミナーや先進事例の検証等を行う。
- ②機関誌「新雪寒情報」(仮称)を隔月で発刊する。
- ③「雪寒対策事業便覧」(平成15年度加除版)を発刊する。
- ④会員団体等の克雪利雪活動の企画に対し助成支援する。
- ⑤各種資料の収集、整理、刊行、貸出等を行う。

(3) 組織活動

- ①本協議会運営のため総会(1回)理事会(2回)評議員会(3回)を開催する。
- ②雪対策運動の第2段階の統合準備に取り組む。

第2号議案の2

全国積雪寒冷地帯振興協議会
平成15年度収支予算

1 収入の部

科 目	H 1 5 予算額	備 考
1 分担金	34,504,000	
（1）道府県分担金	14,118,000	
（2）市町村分担金	20,386,000	
2 雑収入	648,000	①研修生住宅貸与料等
3 繰入金	9,000	①全国雪寒地帯対策協議会 7,000 ②全国特別豪雪地帯市町村協議会 2,000
合 計	35,161,000	

2 支出の部

科 目	小科目	H 1 5 予算額	備 考
事業費	政策活動費	16,000,000 15,100,000	①ワーキング活動、②研修セミナー、③雪対策推進会議、④「雪寒」「雪寒事業便覧」発刊、⑤地方団体等企画助成、⑥その他 ①総会・理事会（1回）、②評議員会（3回） ③その他
	会議費	900,000	
研修生費	研修生費	4,600,000	①研修生2名 住宅借り上げ、日額旅費・超勤手当等
事務費	需用費	4,620,000	①事務所賃貸、②事務諸経費
人件費	職員費	9,480,000	①職員2名
予備費	予備費費	461,000	
合 計		35,161,000	

全国積雪寒冷地帯振興協議会
平成15年度基金調査研究基金収支予算

1 収入の部

科 目	H 1 5 予算額	備 考
(1) 繰入金	10,440,000	(1)全国雪寒地帯対策協議会 6,380,000 ①一般会計剰余金 3,190,000 ②退職積立金剰余金 3,190,000 (2)全国特別豪雪地帯市町村協議会 4,060,000
合 計	10,440,000	

2 支出の部

科 目	H 1 5 予算額	備 考
(1) 調査研究費	0	
合 計	0	

※平成15年度の調査研究は、基本的に一般会計から執行し、基金運用の具体的計画は、15年度に立ち上げるワーキンググループ等において検討する。

全国積雪寒冷地帯振興協議会
平成15年度道府県分担金額一覧

(単位：円)

道府県名	平成15年度分担金額	平成14年度分担金額(参考)
北海道	2,043,000	2,151,000
青森県	795,000	837,000
岩手県	778,000	819,000
宮城県	530,000	558,000
秋田県	975,000	1,026,000
山形県	889,000	936,000
福島県	727,000	765,000
茨城県	68,000	72,000
栃木県	282,000	297,000
群馬県	299,000	315,000
新潟県	1,197,000	1,260,000
富山県	778,000	819,000
石川県	539,000	567,000
福井県	658,000	693,000
山梨県	180,000	189,000
長野県	616,000	648,000
岐阜県	462,000	486,000
愛知県	120,000	126,000
滋賀県	222,000	234,000
京都府	274,000	288,000
兵庫県	257,000	270,000
鳥取県	479,000	504,000
島根県	342,000	360,000
岡山県	231,000	243,000
広島県	257,000	270,000
山口県	120,000	126,000
計	14,118,000	14,859,000

全国積雪寒冷地帯振興協議会
平成15年度市町村分担金算出基準

	算出区分	分担金		分担金総額		算出区分	分担金		分担金総額
市	A (人口50,000人以上)	107,000	6	642,000	町村	A (人口10,000人以上)	80,000	47	3,760,000
	B (人口50,000人未満)	92,000	31	2,852,000		B (人口10,000人未満 3,000人以上)	69,000	140	9,660,000
	小 計		37	3,494,000		C (人口3,000人未満)	62,000	56	3,472,000
						小 計		243	16,892,000
						合 計		280	20,386,000

※ 区分欄の人口は、H12 国調人口

第3号議案

役員を選任について